岩手県企業局管理規程第5号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県企業局長 岩 渕 良 昭

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後

(金銭の範囲)

郵便為替証書、有価証券その他金銭に代わるべき証書をいう。 (収入の調定)

は県南施設管理所長は、収入の理由が発生したとき、又は本 庁の出納員から納入の通知によらない収入金の収納の状況に 係る通知を受けたときは、事案を1件ごとに整理して、調定 をしなければならない。

(証券による収納)

- 第31条 出納取扱金融機関等は、納入義務者から納入通知書を 第31条 出納取扱金融機関等は、納入義務者から納入通知書を 添付して、次の各号に掲げる証券の呈示を受けたときは、当 該証券を収納することができる。この場合において、出納取 扱金融機関等は、納入通知書、領収書及び領収済通知書に「証 券受領」の印を押し、収納金の一部を証券をもって領収した ときは、その証券金額を付記し、第28条の手続をしなければ ならない。
  - (1) 小切手 持参人払式又は局長及び出納取扱金融機関等 (以下「局長等」という。) を受取人とする記名式のもの で次のアからエまでに掲げる条件を備えたもの

ア・イ 「略]

ウ 呈示期間内のものであること。

工 「略]

- (2) 郵便振替払出証書及び郵便為替証書 局長等を受取人 とする郵便振替払出証書又は郵便為替証書若しくは持参人 払式郵便為替証書で次のア及びイに掲げる条件を備えたも  $\mathcal{O}$ 
  - ア 証券金額が納付金額を超えないものであること。
  - イ 有効期間内に支払の請求のできるものであること。

(金銭の範囲)

第16条 この規程において「金銭」とは、現金、預金、小切手、│第16条 この規程において「金銭」とは、現金、預金、小切手、 有価証券その他金銭に代わるべき証書をいう。

(収入の調定)

第23条 管理担当課長、予算経理担当課長、施設総合管理所長│第23条 管理担当課長、予算経理担当課長、施設総合管理所長 又は県南施設管理所長は、収入の理由が発生したとき、又は 本庁の出納員から納入の通知によらない収入金の収納の状況 に係る通知を受けたときは、事案を1件ごとに整理して、調 定をしなければならない。

(証券による収納)

- 添付して、次に掲げる証券の提示を受けたときは、当該証券 を収納することができる。この場合において、出納取扱金融 機関等は、納入通知書、領収書及び領収済通知書に「証券受 領」の印を押し、収納金の一部を証券をもって領収したとき は、その証券金額を付記し、第28条の手続をしなければなら ない。
- (1) 持参人払式又は局長若しくは出納取扱金融機関等(以 下「局長等」という。) を受取人とする記名式の小切手等 (地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政 令」という。)第21条の3第1項第1号に規定する小切手 等をいう。) で次のアから工までに掲げる条件を備えたも  $\mathcal{D}$

ア・イ 「略]

- ウ 権利の行使のため定められた期間内に支払のための提 示又は支払の請求をすることができるものであること。
- エ「略]

- (3) 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若 しくは地方債の利札で支払期日の到来したもの
- っても、その支払が確実でないと認める場合は、その受領を 拒絶しなければならない。
- 3 出納取扱金融機関等は、<u>前項第3号</u>の国債又は地方債の利 3 出納取扱金融機関等は、<u>第1項第2号</u>の国債又は地方債の 札を収納する場合において、当該利札に対する利子支払の際 課税されるものであるときは、当該課税額に相当する金額を 控除した金額をもって収納金額としなければならない。
- を、遅滞なく、その支払人に呈示し、支払の請求をしなけれ ばならない。
- に呈示して、支払の拒絶があったときは、直ちに、その金額 に相当する領収済額を取り消し、その旨を本庁の出納員に通 知しなければならない。
- 6・7 「略]

(支払の区分)

## 第41条 「略]

2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」 という。)第21条の10の規定により口座振替の方法による支 払のできる金融機関は、出納取扱金融機関及び為替取引、手 形交換等により出納取扱金融機関との間において資金決裁が 可能な金融機関とする。

(直接払の手続)

## 第42条 [略]

- 「略]
- は、調査確認し、当該小切手と引換えに現金を交付しなけれ ばならない。
- 4 出納取扱金融機関は、前項の調査の結果支払をすることが 4 出納取扱金融機関は、前項の調査の結果支払をすることが できないと認めたときは、当該小切手を呈示した者にその理 由を告げて支払を拒絶しなければならない。この場合におい て、当該小切手が振出日付から1年を経過したものであると きは、その小切手の余白に呈示年月日及び支払期間経過の旨 を記入し、出納取扱金融機関の印を押してこれを呈示した者 に返付しなければならない。

- (2) 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若 しくは地方債の利札のうち、支払期日の到来したもので証 券金額が納付金額を超えないもの
- 2 出納取扱金融機関等は、前項第1号に<u>規定する小切手</u>であ<sup>1</sup>2 出納取扱金融機関等は、前項第1号に<u>掲げる証券</u>であって も、その支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶 しなければならない。
  - 利札を収納する場合において、当該利札に対する利子支払の 際課税されるものであるときは、当該税額に相当する金額を 控除した金額をもって収納金額としなければならない。
- 4 出納取扱金融機関等は、第1項の規定により領収した証券 4 出納取扱金融機関等は、第1項の規定により領収した証券 を、遅滞なく、その支払人に提示し、支払の請求をしなけれ ばならない。
- 5 出納取扱金融機関等は、証券を呈示期間内又は有効期間内 | 5 出納取扱金融機関等は、前項の規定により証券を提示して、 支払の拒絶があったときは、直ちに、その金額に相当する領 収済額を取り消し、その旨を本庁の出納員に通知しなければ ならない。

6·7 「略] (支払の区分)

## 第41条 「略]

2 政令第21条の10の規定により口座振替の方法による支払の できる金融機関は、出納取扱金融機関及び為替取引、手形交 換等により出納取扱金融機関との間において資金決済が可能 な金融機関とする。

(直接払の手続)

## 第42条 [略]

- 「略]
- 3 出納取扱金融機関は、第1項の小切手の呈示を受けたとき 3 出納取扱金融機関は、第1項の小切手の提示を受けたとき は、調査確認し、当該小切手と引換えに現金を交付しなけれ ばならない。
  - できないと認めたときは、当該小切手を提示した者にその理 由を告げて支払を拒絶しなければならない。この場合におい て、当該小切手が振出日付から1年を経過したものであると きは、その小切手の余白に提示年月日及び支払期間経過の旨 を記入し、出納取扱金融機関の印を押してこれを提示した者 に返付しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。